

沖縄県立 本部高等学校 文化部活動に係る活動方針

文化部活動基本方針

本方針は、「文化部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」に則り、生徒にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して、学校、地域、芸術文化活動等に応じた多様な形で最適に実施される事を目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多彩な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実を努めるとともにバランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

1 適切な運営のために

- (1) 文化部顧問は、年間の活動計画を作成し校長へ提出する。
- (2) 生徒や教師の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、適正な数の文化部を設置する。
- (3) 文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、適切な校務分掌となるよう留意し、適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (4) 校長は、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のために

(1) 適切な指導の実施

- ア 校長、文化部顧問及び指導者は、「文化部活動における総合的なガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。
 - 生徒の安全を確保できない場合、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。
 - 夏季の活動では、熱中症等に注意し、注意報等が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わない。
 - 指導者は、生徒との信頼関係を前提とした指導を行う。
 - 文化部活動では、肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と、体罰等の許されない指導とをしっかりと区別して行う。
- イ 文化部顧問は、科学の見地からは、トレーニング効果を得るため休養を適切にとることが必要であり、過度の練習はリスクを高める等を正しく理解する。
- 生徒が生涯を通じて芸術文化に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。
 - 種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
 - 養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導する。

(2) 文化部活動用指導手引の普及活用

文化部顧問は、中央関連団体が作成する指導手引を活用して、2 (1) に基づく指導を行う。

3 文化部活動の休日及び活動時間

- (1) 学期中の休養日
平日：1日以上
土日：1日以上
※週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (2) 長期休業中の休養日
休養日の設定は、学期中に準ずる。
ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設け、年間活動計画に示す。
- (3) 活動時間（長くとも）
平日：2時間程度、活動は午後7時30分までとする。
休業日等：4時間程度、活動は遅くとも午後5時までに終了する。
できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (4) その他
定期考査前の1週間及び考査期間中は原則として部活動を認めない。
特別な理由（考査後1週間以内に対外試合、発表会等がある場合）があれば、認めるものとする。その場合は顧問教師を通して、部活動係が確認するものとする。活動時間は原則として2時間以内とする。
目標とする大会前に特別強化期間として休養日を週1日と設定する場合は、設定できない休養日を他の週に振替え、年間活動計画に示す。

4 生徒のニーズを踏まえた芸術文化環境の整備

- (1) 学校は、学校の状況を鑑み、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことが出来る文化部を設置するよう努める。
- (2) 学校は、生徒の芸術文化環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の団体との連携、保護者の理解と協力等による、学校と地域が協働・融合した形での地域における芸術文化環境の整備を進める。
- (3) 学校は、芸術文化環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者と本方針を読み合わせ、理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- (1) 大会参加は年間5回程度とする
合宿等は年間3回程度とする
- (2) 主催者が学校体育連盟以外の大会に参加する場合は、参加許可申請書を校長まで事前に提出する。

6 年間計画及び活動実績の提出

- (1) 文化部顧問は、4月30日までに年間の活動計画を作成して提出する。
- (2) 文化部顧問は、翌月の10日までに活動実績を報告する。